# 規　則

**○日本学術会議規則第一号**

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月十八日

日本学術会議会長　大西　隆

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項ただし書中「意思の表出」の下に「提言及び報告を除く。」を加える。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

# 告　示

**○総務省告示第二百八号**

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第百九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行うことのできる無線局を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第三項第三号及び第五項中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

**○総務省告示第二百九号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第三項の表中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

**○総務省告示第二百十号**

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第八号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第三項第六号(三)中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

**○総務省告示第二百十一号**

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

表一の項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

**○総務省告示第二百十二号**

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第十九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十一号（端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第一項第一号中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

**○総務省告示第二百十三号**

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第一項の表一の項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同表二の項、三の項及び七の項から十三の項までの規定中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

**○総務省告示第二百十四号**

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条第二号ヲの規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百六十七号（簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第二項第一号(1)中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

**○総務省告示第二百十五号**

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第1の3の二の表注2中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

**○総務省告示第二百十六号**

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第三項第二号の表注3中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

**○総務省告示第二百十七号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更し、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

平成二十八年五月十八日

総務大臣　山本　早苗

第1の2の表小電力業務用の項中「第4条第2号又は第3号」を「第4条第1項第2号又は第3号」に改める。

**○中央選挙管理会告示第十八号**

平成二十八年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙に係る政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の七第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年五月十八日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

| 届出年月日 | 政党その他の政治団体の名称 | 略称 | 本部の所在地 | 代表者の氏名 |
|---|---|---|---|---|
| 平成二十八年四月二十六日 | 民進党（みんしんとう） | 民進（みんしん） | 東京都千代田区永田町一―一一―一三宅坂ビル | 岡田　克也 |